

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

## (分野名) 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

## (施策名) (1) あらゆる場における意識と行動の変革

## 1 主な施策の取組状況及び評価

- 農林水産省では、男女を問わず、農林水産業、農山漁村の担い手の持っている力を十分に発揮し活躍できる社会の実現に向け、「農林水産省男女共同参画推進本部」(本部長：石田農林水産副大臣)において、推進活動計画を毎年度毎に策定し、計画的に取組を実施している。
- 「個」としての主体性の確保や固定的な役割分担意識の是正を図るため、国及び地域段階において、農業委員会、JA等関係団体や、リーダー的な女性農業者等を対象に、男女共同参画関係の啓発資料の作成・配付、シンポジウム・表彰等を通じ、啓発活動を行っている。
- 社会的な機運の醸成・高揚を図るため、3月10日の「農山漁村女性の日」に、全国段階において優良な活動に対する表彰やシンポジウム等を内容とする啓発行事を開催するとともに、各地域段階においても啓発行事を開催している。
- また、都道府県や市町村の男女共同参画を促進する観点から、平成11年に、農林水産省の補助事業の採択に当たって、男女共同参画社会の経営に向けた取組を留意事項とすることを盛り込んだ「農山漁村男女共同参画推進指針」を示してきたところであるが、さらに、平成18年度からは、新たな食料・農業・農村基本計画に「女性の参画促進」が位置づけられたことを踏まえ、その着実な実行に向け新たにクロスコンプライアンス(ある施策による補助等について、別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法)が導入されたところである。
- 調査研究、研修、統計等における取組の充実を図るため、家事を含めた女性の労働の実態、女性の参画に必要な条件等の把握を行うとともに、男女共同参画社会の形成への理解を深めるための研修の実施、参画促進に向けた先進的取組事例、制度や支援策などに関する情報提供を行っている。

## (調査・統計等)

- ・ 女性農業者の経済的な地位向上に向けた支援策の企画・立案の検討材料とすることを目的に、農業者の男女共同参画に関する意識を把握するため、「農家における男女共同参画に関する意向調査」(平成20年度)を実施する等女性の参画に必要な条件等の把握に努めてきたところ。

## (情報提供)

- ・ 農山漁村と農林水産業における男女共同参画を推進するため、平成15年から定期的に、希望する全ての方に直接電子メールで、男女共同参画関係のイベント・研修・施策等に関する情報を提供する「農山漁村男女共同参画ミニミニニュース」を配信(約6,000件、平成21年7月末)している。また、農山漁村女性に対する情報発信としてパンフレットや施策ガイドを女性グループ等を通じて配布し(平成20年度4万部)、施策、制度等に関する周知徹底を図っている。

## 2 今後の方向性、検討課題等

- 意識と行動の変革のためには、各主体が、各層に対して啓発活動を展開していく必要がある。このため、「女性の参画加速プログラム」で示された各界トップ層への働きかけを戦略的かつ計画的に行い、着実に地域の意識を変えていくことが必要である。
- また、女性起業の活発化により、農業経営、地域活動における女性の役割の重要性が広く認識され、地域における男女共同参画意識の向上につながったものの、具体的に社会参画は進んでいない。このため、あらゆる場面における女性自身の意識の変革を促すため、引き続き、研究の充実、女性のための施策・支援に関する情報提供の強化を図る必要がある。

様式 2

3 参考データ、関連政策評価等

別紙参照 (参考資料 1 ~ 1 3P)

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立(施策名) (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

## 1 主な施策の取組状況及び評価

- 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大に向けて、農業委員全国統一選挙に合わせ、「女性の農業委員会への参画促進について」(平成 20 年 3 月 11 日付け 19 経営第 7120 号経営局長通知)により、各都道府県における農山漁村における取組の強化を図ってきたところである。  
また、統一選挙結果の公表(市町村毎の参画率)とともに、さらなる意識の改革に向けて、「第 20 回農業委員会統一選挙結果を踏まえた女性の社会参画の一層の促進について」(平成 20 年 7 月 13 日付け経営第 1235 号経営局長通知)を発出し、地域レベルでの取組を加速化させることとしている。  
[農業委員に占める女性の割合 4.6% (うち選任委員中学識経験者枠における登用率 28.0%)]
- 都道府県及び市町村における女性の参画目標の策定及びその達成に向けた普及啓発の推進に取り組んでいるところであり、全都道府県において策定されている他、582 市町村(全体の 32.1%)で農山漁村男女共同参画ビジョンの策定が行われている(H20 年 3 月末現在)。  
引き続き、市町村レベルでの策定に向け、策定割合の低い都道府県等に対するアンケート調査の実施や内閣府主催の担当者会議での周知等を通じて推進。
- また、JAグループ、農業委員会等関係機関においても、独自の目標設定等、女性の登用を推進するよう促している。特に、平成 20 年から新たに「JA男女共同参画優良表彰」を設立し、男女共同参画に組織的に取り組む優秀な組織に対して大臣賞を授与したところである。
- 女性の能力の開発を図るため、全国レベルの研修会や先進的取組事例等の情報提供を実施。また、集落営農における女性の参加を促すための集落営農リーダーへの意識調査及び集落営農と女性起業の融合化に向けたモデル事業を行っている(平成 20 年度～)。

## 2 今後の方向性、検討課題等

- 地域全体で女性の社会参画を支援する体制づくりに向け、これまで全国・都道府県段階を中心に取り組んできたところであるが、これに加え、ターゲットを市町村・農協等地域段階に設定し、地域段階において女性が参画しやすい環境を早急に整える必要がある。
- 地域の方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性参画が遅れがちな地域を中心に関係組織のトップ層へ戦略的に働きかけ、目標達成の具体的道すじを明確にし、計画的に取り組むよう促す。
- 地域の決定方針に主体的に参画できる女性の育成やその能力向上、さらに登用後のフォローアップの観点からも女性農業委員、女性農業士等リーダー的な女性のネットワーク化を一層推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換の円滑化、交流活動の活性化を図ること等が引き続き必要である。

## 3 参考データ、関連政策評価等

別紙参照(参考資料 14～30P)

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

(施策名) (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

1 主な施策の取組状況及び評価

- 女性の経済的地位の向上に向けて、
  - ・ 農業経営における女性の役割・地位の明確化、労働の適正評価を図る上で有効な家族経営協定について締結を推進するとともに、担い手としての位置づけを明確にする政策ツールとしても充実を図っている。具体的には、女性の農業経営において果たしている役割の重要性に鑑み、家族経営協定等の締結を条件に、共同経営者である女性農業者もパートナーとともに、認定農業者になることが可能となるよう、平成 15 年 6 月に認定農業者制度の運用改善を行ったところである。以上の結果、家族経営協定の締結農家数は、平成 20 年 3 月現在で、40,663 戸となっている。(平成 16 年 28,734 戸)  
[女性認定農業者 (平成 20 年 3 月現在 7,845 人)]
  - ・ 女性の経済的自立に向け、研修の実施、情報提供、資金の融通、加工施設等の整備を行っている。女性の起業活動への取組みは、平成 19 年度には、9,533 事例が報告されている。(平成 15 年度 8,186 事例)  
[平成 19 年度 9,533 事例のうち 5 千万円以上の売上げ 243 事例]
  - ・ 平成 20 年度に実施した「農家における男女共同参画に関する意向調査」(平成 20 年度)において、資産形成に関する女性農業者の意向を把握した。  
[女性が個人名義で所有したいと考える資産等：預貯金 80.1%、生命保険 48.1%、農地 14.6%]
- 技術・経営管理能力の向上に向けて、個々のライフステージに応じた知識や技術、経営管理能力の取得のための研修や交流会等に対する支援を行っている。特に若い世代の経営参画を促すため、e-ラーニング等の研修や女性農業者向け施策ガイドの作成・配布等の情報提供を行っている。また新たに農業法人等への雇用を促進するため、平成 20 年度から「農」の雇用事業」を創設し就農の促進を図っている。
- 女性及び高齢者も快適に働くための条件整備として、農作業の安全や労力軽減にも配慮した機械の開発等に取り組んでいる。
  - ・ 女性・高齢者が使いやすいハンドルやペダルの配置、刈払機のハンドル振動とエンジンの騒音を低減するための技術開発等

2 今後の方向性、検討課題等

- 家族経営協定の締結農家数は堅調に増加しているが、ワークライフバランスを念頭においた経営を実現する観点からは、十分な状況であるとは言えない。引き続き、締結の推進に向け効果的な啓発活動を行う必要がある。
- 女性起業数は伸びているが、各自の経済的自立には課題もあり、また、高齢者の割合も高い。このため、集落営農や他産業との連携など新たな経営展開へと誘導する必要がある。
- 女性が経営参画する上で、「農業経営への支援等に関する幅広い情報の提供」が重要となっており、21 年度実施する女性農業者向け施策ガイドを引き続き女性達に利用できるようきめ細かい情報提供が必要である。また、経営意欲にもつながる女性の農地所有と資産形成については、その実態意識の把握が引き続き重要である。

3 参考データ、関連政策評価等

別紙参照 (参考資料 3 1～3 9P)

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

(施策名) (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

<p><b>1 主な施策の取組状況及び評価</b></p> <p>○ 女性が農林水産業活動と家事、育児、介護との両立を支援しながら能力を十分発揮できるよう、地域活動や加工・販売等を行うための施設の整備、各種ヘルパーの利用等への支援や子育て相談員の養成研修等を行っている。</p> <p>○ 住みやすく快適な生活環境の整備に向けて、環境に配慮した農山漁村整備を推進。また、文部科学省や環境省等関係機関と連携した子ども農山漁村交流プロジェクトや里地里山の保全のための事業等を通じて、都市農村交流、食育活動を展開し、農山漁村の特性を生かした生活優先の空間づくりを推進。</p> <p>○ また、観光庁と連携した農林漁家民宿おかあさん100選などの取り組みを通じて、交流ネットワークの形成を促進。</p>
<p><b>2 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>○ 農村女性の仕事時間は男性の約1.2倍であり、女性が経営参画する上で家事・育児・介護等の負担が大きく経営に参画するゆとりがないことが未だ障壁となっている。</p> <p>このため、生活面での家族内の労働配分も視野に入れた家族経営協定について啓発・普及する必要がある。また、子育てネットワーク活動の推進、農村高齢者による子育て広場の開設など地域の先進優良事例を通じて、地域全体で女性を支援するモデルづくりを推進する。</p>
<p><b>3 参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>別紙参照（参考資料40～48P）</p>

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

(施策名) (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

<p><b>1 主な施策の取組状況及び評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産省としては、農村における高齢者の健康現役社会の実現に向け、高齢者グループの担い手支援に向けた、優良活動の事例収集・分析、健康や生活面のバランスのとれた農村高齢者の望ましい活動モデルの構築、さらに、農村高齢者の健康状態、認知・判断能力、身体能力等を踏まえた健康管理活動等の支援を総合的に実施している。</li> <li>○ 毎年 10 月を「農山漁村いきいき高齢者月間」と定め、高齢者グループの優良活動に対する表彰及び優良事例の研究会を行い、高齢者の「生涯現役」をキーワードに普及・啓発活動を行っている。</li> <li>○ 農山漁村の高齢者の活動の推進のため、各地域の高齢者グループが行う農業生産活動や消費者との交流活動等に対する支援を行っているほか、高齢者が活動するための拠点施設整備（交流館設置等）や、農業施設のバリアフリー化等を実施している。</li> <li>○ 近年の調査によれば、農村の高齢者の地域におけるグループ活動に対する期待は高く、農村高齢者の半数以上が、産地直売・朝市、地域内の農業以外の住民や都市住民との交流、地域の食を含めた文化の伝承等、様々な種類のグループ活動に携わることを希望している。また、高齢者がこれらの活動を行う場合には、軽作業程度の労働と時間や期間に拘束されないことが必要な条件としてあげられており、かつ、ボランティア活動ではなく実費程度の報酬も期待している。このため、これら新たな都市の高齢者も交えた多様な活動を支援することとしている。</li> <li>○ また、高齢者の生活支援のため、地域内に「助け合い組織」を設置し、声かけ、安否確認、配食サービス、家事援助、高齢者の健康管理活動や健康に配慮した地産地消による食材供給への取り組み等の多様な活動への支援も行っている。</li> <li>○ 農業従事者の社会保障のため農業者年金制度を実施しているところであり、平成 14 年 1 月からは制度改正により農地などの権利名義がない女性でも加入が可能となるとともに、家族経営協定を締結している女性（配偶者）に対しては、政策支援（保険料の国庫補助）の対象者とされたところ。女性農業者は、農業の重要な担い手であるにもかかわらず加入率が低く、その加入促進に向け積極的に働きかけを行っている。（加入数 9,133 人（平成 20 年度））</li> </ul>
<p><b>2 今後の方向性、検討課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化が更に進行する農山漁村の地域管理能力の低下に対処するため、若い世代と高齢者との役割分担など、地域のニーズに応じたマネジメント体制のあり方について検討が必要である。併せて、健康や生活面のバランスのとれた農村高齢者の望ましい総合的な活動モデルの構築、普及啓発が必要である。</li> <li>○ 農業者年金の加入促進に向けて、推進者たる女性農業委員、JA 役員等を対象とする地域研修会、農業者を対象とした各種会合を活用した普及活動が今後一層重要である。特に若い世代の加入が進んでいないため、これら世代に対する年金の必要性についての普及啓発の取組とともに、加入促進に向けた働きかけが重要である。</li> </ul>
<p><b>3 参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>別紙参照（参考資料 4 9～5 6P）</p>

